

に聴く



月80時間分の固定残業代は許されるか？

弁護士 庄司俊哉
61
判例から見る
労働トラブルの
防止対策

という観点からご紹介します。



東京地裁H29・10・16判決は、
固定残業代の要件を満たしており、

また、「80時間分」ということに
対しては、「見込時間数と実際の

時間外労働時間数は常に一致する

ものではなく、80時間分だからと
いつて、ただちに公序良俗に反す

ると解することはできない」と判

つて1か月当たり80時間を超

える状況も生じていたことか

ら、Y社はXを、月間80時間

近い長時間労働を恒常的に行

われるなどを予定していたと

認定されたことも、公序良俗違反

の理由となっています。

これに対しY社は「仮に公序良

俗違反であっても、少なくとも月

45時間の残業に対する割増賃金を

支払う合意があつたと解するべきだ」と主張したのですが、

東京高裁は、三六協定で定める労働時間の延長につき、1か月につき45時間の限度時間を超えないものとしなければならないとされて

いること、Y社の主張を認めるな

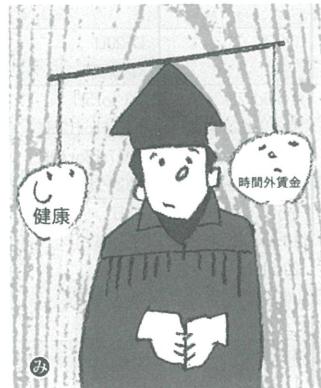
最高裁判所は、固定残業代の支給について、割増賃金をあらかじめ基本給や諸手当に含めることによって支払う方法自体は違法ではないが、①通常賃金部分と労基法所定の割増賃金部分とが判別できること、及び②割増賃金に当たる部分の金額が労働基準法所定の方法により算定した割増賃金の額以上であること（下回るときは差額を支払う義務がある）という点から効力を判断しています。

ある企業がこの最高裁の動向も視野に入れて固定残業代制度導入したようですが、含まれる残業代が80時間分であった事例について、最近の判例がありましたので、「労働者の健康への配慮が重要」

厚生労働省の「脳血管疾患及び虚無効とした最大の理由として、公序良俗に違反するものとして無効と判断しました。

血性心疾患等の認定基準において、発症前1か月に100時間又は発症前2か月間から6か月間にわたって1か月当たり80時間を超える時間外労働時間が認められる場合であると解することはできない」と判断しました。ところが上訴審の東京高裁H30・10・4判決は、月間80時間分相当の時間外労働に対する割増賃金とすることは、公序良俗に違反するものとして無効と判断しました。

ある企業がこの最高裁の動向も視野に入れて固定残業代制度導入したようですが、含まれる残業代が80時間分であった事例について、最近の判例がありましたので、「労働者の健康への配慮が重要」



【事案】Y社の就業規則では、基本給につき、基本月額と時間外月額に分けられること、時間外月額は「見込時間」に対する時間外割増賃金であること、「見込時間」は雇用契約書等により個別に通知すること、見込時間を超えた場合には、別途割増賃金を支払うことなどが定められていた。

労働者Xにおいては、雇用契約書において基本給は23万円といし、基本給のうち8万8000円は月間80時間の時間外割増賃金である旨の記載があった(その後、基本給26万円、内80時間分の割増賃金を9万9400円と変更)。Xは退職後、過去14か月半の期間中の未払割増賃金支払いを求めて提訴した。

な問題があること、
を挙げています。
またY社がXに関
し、長時間の時間
外労働を恒常的に
行わせることを予
定していたわけで
はないことを示す
特段の事情はなく、
実際の雇用期間中、
時間外労働が80時
間を超えた月は5か月、うち
100時間を超える月が2か
月、また1か月に100時間
を超えるか、2か月から6か
月間のいずれかの期間にわた
つて1か月当たり80時間を超
える状況も生じていたことか
ら、Y社はXを、月間80時間
近い長時間労働を恒常的に行
われるなどを予定していたと
認定されたことも、公序良俗違反
の理由となっています。

らば、とりあえずは過大な時間数
の固定残業代の定めをしたうえで、
それを上回る場合にのみ残業手当
を支払つておくとの取り扱いを助
長するおそれがあるから、本件固
定残業代の定め全体を無効とする
のが相当である、と判断しました。

その結果、Y社が固定残業代と主
張していた金額部分も、割増賃金
算定の基礎となる賃金額に含めて
しまいました。

加えて東京高裁は、Y社に、未
払残業代約204万円の半額の約
102万円を付加金として支払う
ことを命じました。

働き方改革関連法においては、
労働者の健康管理に關し、使用者
の責任を重くしたとも評価できる
規定がいくつもあり、裁判所の判
断の流れも、労働者の健康への配
慮がますます重視される傾向が明
らかです。仮に固定残業代を定め
る場合であつても、このような判
例を見落とすことなく、時間外見
込時間数を抑制的に決めるべきで
しょう。

（庄司法律事務所所長、元愛知労
働局紛争調整委員）

イラスト・源 安孝